

文京区 屋外広告物 景観事前協議パンフレット

令和4年5月



屋外広告物

一定規模以上の屋外広告物の表示等を行う場合は、景観づくり条例に基づく景観事前協議が必要です。

その際には、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」に沿って、景観へのご配慮をお願いします。

1-① 対象規模

対象行為	対象規模
屋外広告物の表示、設置、改造若しくは移設又は表示の変更	東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

□窓の内側に貼るもの等（特定屋内広告物※）も対象です

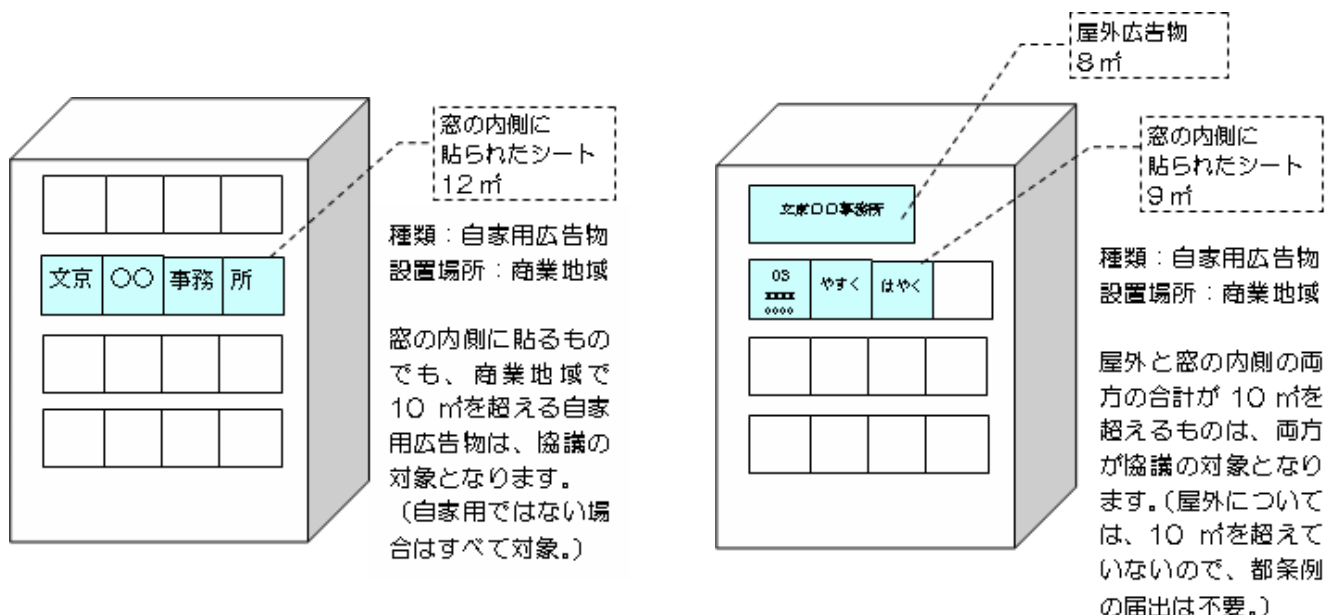
以下の表に該当する特定屋内広告物を表示する場合は、協議の対象です。

広告物の種類	地域・地区	規模
自家用広告	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種文教地区 風致地区	5㎡を超えるもの
	その他の地域・地区	10㎡を超えるもの
その他の広告	すべて (ただし適用除外要件に該当するものは除く)	

※ 特定屋内広告物

建築物の窓、扉その他の内部を見通すことができる壁面の内側に直接又は間接にちょう付等を行い、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するもの

□屋外広告物と特定屋内広告物が同じ敷地にある場合は、両方の表示面積の合計が、上記の表の規模に該当する場合、協議の対象です。



1-② 提出書類

◎事前協議 【提出部数：4部】（左2箇所ホチキス綴じ、A4サイズ折込）

図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
景観計画区域内における行為の事前協議書（屋外広告物・道路・公園など）	必要事項を記入	
景観配慮に関する状況記載書	文京区屋外広告物景観ガイドラインに基づき、景観への配慮事項を具体的に記入	
計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の設置に至った経緯や理由など（例：店舗の新規出店に伴い看板を新たに設置する、看板デザインのリニューアル事業など） ・設置期間を定めている場合は、設置期間 	
案内図	道路及び目標となる地物、方位	
デザイン詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・使用色のマンセル値 ・文字のフォント ・文字のサイズ（それぞれの高さ・横幅、文字情報全体の高さ・横幅） ・余白の幅 ・写真、地図など 	
配置図	敷地内または建物において、設置する広告物の位置が分かるもの。 広告物を着色 東西南北4面を着色	
平面図		
立面図		
シミュレーション図	現況写真にはめ込み	

◎変更協議 【提出部数：4部】（左2箇所ホチキス綴じ、A4サイズ折込）

図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
景観計画区域内における行為の変更協議書（屋外広告物・道路・公園など）	必要事項を記入	
景観配慮に関する状況記載書	文京区屋外広告物景観ガイドラインに基づき、景観への配慮事項を具体的に記入（当該変更に関係する部分のみ記入）	
変更があった図書	事前協議時から変更になった図書のみ提出	

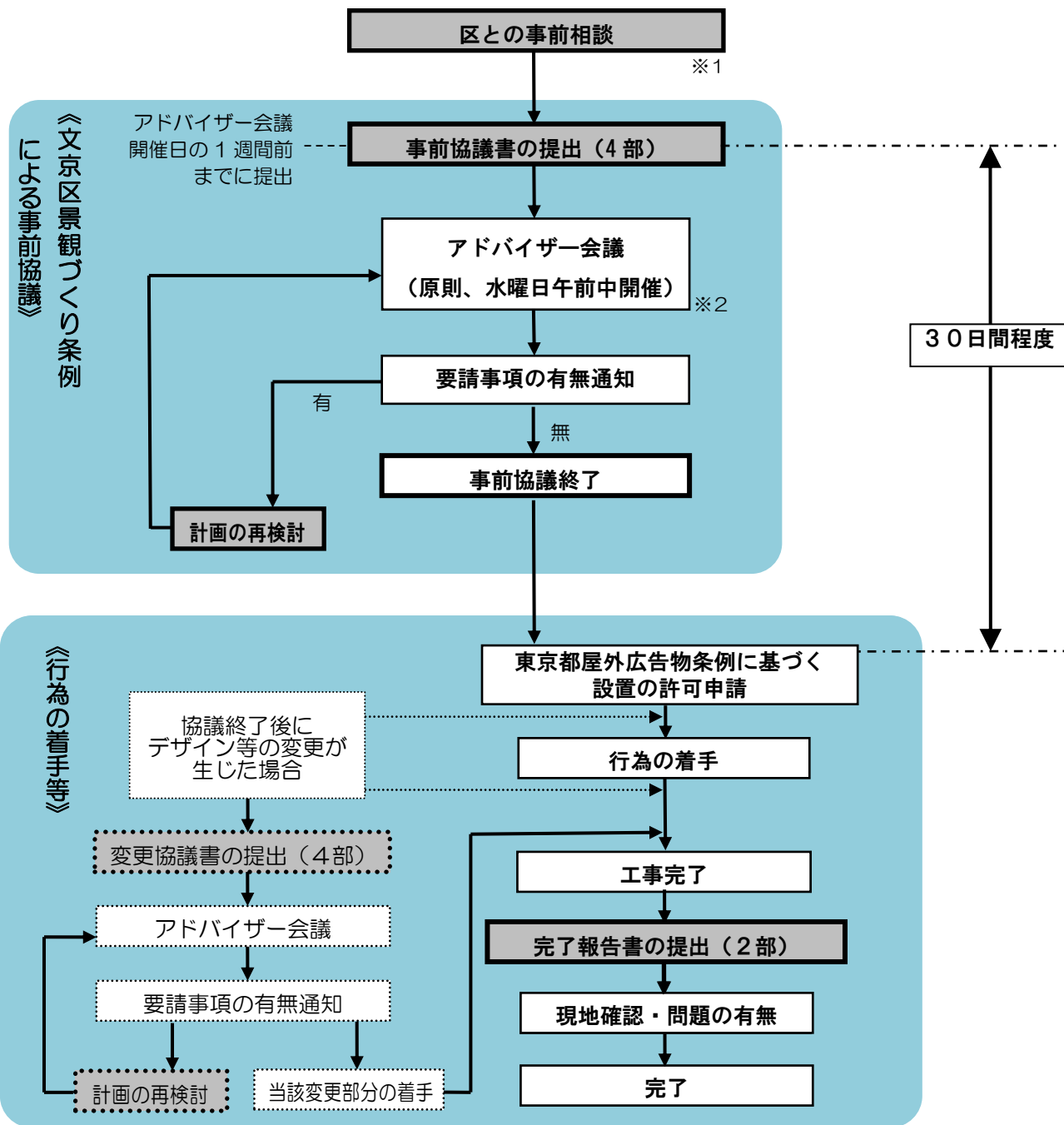
※事前協議の内容から変更があったときは、早急に変更の協議を行ってください。

◎完了報告 【提出部数：2部】（左2箇所ホチキス綴じ、A4サイズ折込）

図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
景観計画区域内における行為の完了・中止報告書	必要事項を記入	
竣工写真	遠景と近景で建物全周及び外構を複数枚 （景観事前協議でポイントとなった箇所は必ず写真を添付してください。）	
撮影位置及び方向を図示した図面	平面図等に矢印や記号等を記入	

1-③ 協議の流れ

およそ**30日**かかります。お早目の手続をお願いします。
 なお、景観法に基づく届出は必要ありません。



※1 区との事前相談について

ある程度計画が具体的になりましたら、デザイン詳細図などの資料を用意した上で、担当窓口にお越しください。提出書類の確認や、文京区屋外広告物景観ガイドラインに基づき、景観事前協議等をスムーズに進めるための事前の打合せをさせていただきます。

※2 アドバイザー会議について

文京区では、景観に関する見識・経験を持つ景観アドバイザーを4名活用しており、原則、毎週水曜日午前中に開催（前週・水曜日書類提出締切）し、案件に対する協議を行っております。アドバイザー会議で要請があった場合、数回、行われることもあります。